

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1 新規係属件数

平成25年中に全労委に係属した新規係属件数は714件で、24年に比べ5件増加した（巻末統計表第21表参照）。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが509件で、24年に比べ90件増加している。なお、全体に占める割合は71%となっている。

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

（単位：件、％）

区 分		件 数					構 成 比 率						
		20	21	22	23	24	25	20	21	22	23	24	25
事項	年												
	新規係属件数	673	636	717	709	709	714	100	100	100	100	100	100
内 訳	委員推薦	223	144	220	147	217	153	33	23	31	21	31	21
	不当労働行為	370	412	420	491	419	509	55	65	59	69	59	71
	法人登記	75	78	70	64	65	42	11	12	10	9	9	6
	総会決議	5	2	7	7	8	10	1	0	1	1	1	1
	協約拡張適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が153件で64件の減少、法人登記に伴うものは42件で23件の減少、総会決議に伴うものが10件で前年より2件の増加となっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は131件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの129件、委員推薦に伴うもの2件となっている（巻末統計表第23表参照）。

2 審査

平成 24 年からの繰越件数 516 件、新規係属件数 714 件の合計 1,230 件のうち、適格決定 390 件、取下又は打切 258 件で、不適格 1 件を含む合計 649 件が終結し、581 件が 26 年に繰り越された（巻末統計表第 21 表参照）。

適格決定がなされた 390 件の内訳は、委員推薦に伴うもの 147 件、不当労働行為救済申立てに伴うもの 189 件、法人登記に伴うもの 43 件、総会決議に伴うもの 11 件となっている（巻末統計表第 22 表参照）。

そのうち、労委規則第 24 条に基づき要件補正の勧告をしたものは 2 件である。

第 2 節 労調法第 37 条違反被疑事件

労調法第 37 条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越しはなく、平成 25 年の新規係属が 1 件あり、25 年中に処罰請求を行わないことが決定された（巻末統計表第 24 表参照）。

第 3 節 協約の拡張適用

労組法第 18 条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成 25 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 25 表参照）。